

災害時における防災資機材の供給に関する協定書

石狩市（以下「甲」という。）と三協フロンテア株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における防災資機材の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、石狩市内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号にさだめる災害時又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第2条第4項に定める武力攻撃災害（緊急対策事態における災害を含む。）が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、市民生活の早期安定を図るため、防災資機材（以下「資機材」という。）の供給に関し必要事項を定めるものとする。

（供給資機材）

第2条 甲が乙に供給を要請する資機材は、ユニットハウス等（簡易避難建物、仮設トイレ等）の乙が取扱い可能な物資とする。

（要請の方法）

第3条 甲は資機材供給要請書（様式第1号）により、乙に対して要請手続を行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話等により要請し後日資機材供給要請書を提出するものとする。

（供給の実施）

第4条 乙は、前条の要請を受けたときは、やむを得ない事由のない限り、速やかに業務を実施するものとする。

（引渡し等）

第5条 資機材の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬設置は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら連絡できない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

（報告及び承認）

第6条 乙は、甲から要請を受けた業務を完了したときは、実施状況を書面（様式2号）により甲に報告し、甲の承認を得るものとする。

（費用の負担等）

第7条 資機材の供給に要した費用は甲が負担するものとし、負担額は災害時直前における適正な価格を基準に、甲乙協議の上決定するものとする。

(費用の支払い)

第8条 資機材の供給に要した費用は、乙が第6条に規定する実施状況についての甲の承認を得た後、乙の請求により甲が支払うものとする。

2 甲は乙から前項に規定する請求があった場合、その内容を確認し、速やかに乙に支払うものとする。

(情報交換)

第9条 甲と乙は平常時から相互の連絡体制及び資機材の供給等についての意見交換を行い、災害時に備えるものとする。なお、連絡体制については連絡体制表(様式第3号)により双方通知するものとし、変更があった場合についても同様とする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定の日から1年とする。ただし、有効期間満了日の1カ月前までに、甲又は乙のいずれからも意思表示がないときは1年間更新されたものと見なし、以後も同様とする。

(協議)

第11条 この協定について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名のうえ、各自その1通を保有する。

令和3年12月1日

甲 石狩市花川北6条1丁目30番地2

石狩市長 加藤 龍 幸

乙 千葉県柏市新十余二5番地

三協フロンテア株式会社

代表取締役社長 長 妻 貴 嗣